

一条山地区地区計画

【区域の整備・開発及び保全の方針】

地区計画の目標

一条山地区は、比叡山を東に拝し、小高い山々に囲まれた洛北・岩倉盆地における風光明媚な環境と閑静な生活環境に恵まれた地区であり、「岩倉五山」の一つとして名をはせた一条山において、自然環境の保全を図りつつ住宅団地の開発が行われている区域です。

本計画は、今後、当地区にゆとりある低層戸建て住宅地を計画的に誘導し、周辺の環境や景観と調和した良好な居住環境の形成を図るものです。

土地利用の方針

周辺環境と調和した低層住宅地としての土地利用を図ります。

建築物等の整備方針

低層住宅地としての良好な居住環境を形成するため、用途の混在や敷地の細分化の防止を図ります。

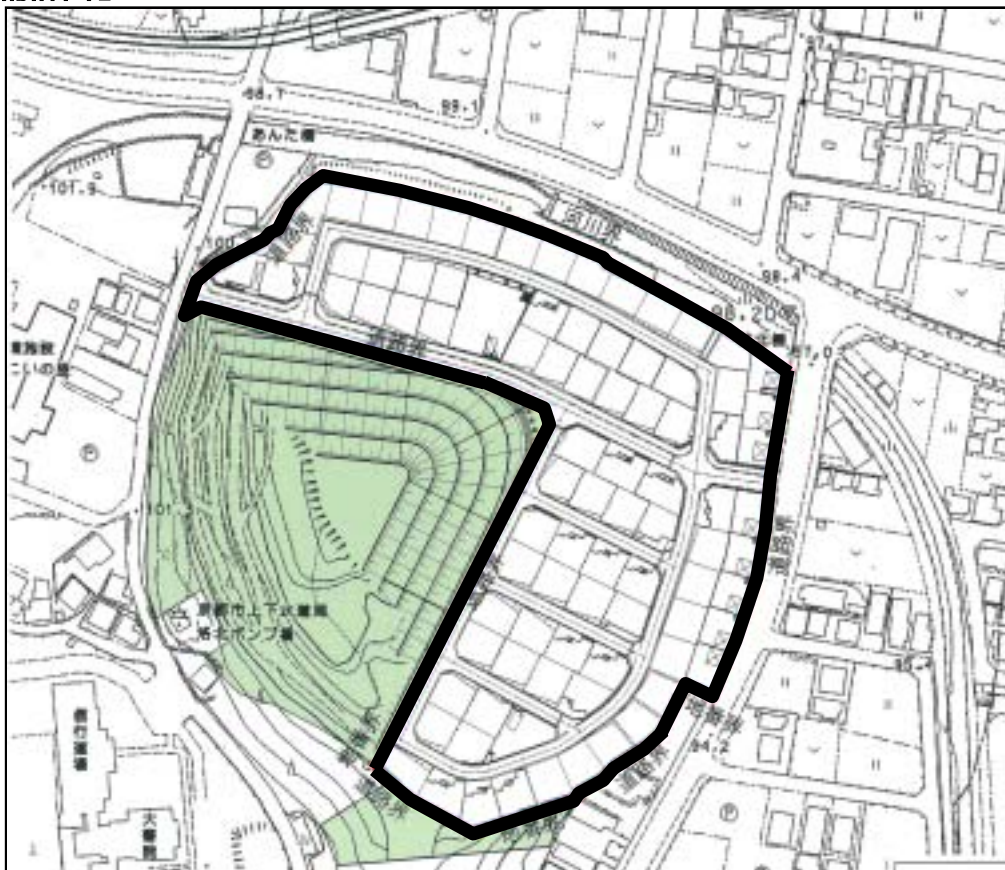
その他当該地区の整備・開発及び保全に関する方針

低層住宅地としての良好な居住環境の形成及び周辺の自然環境との調和を図るため、地区内の公園・緑地等を維持・保全するとともに、空地の緑化を促進します。

【地区計画の区域】



【地区整備計画】



建築物等の用途の制限

次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。

- 1 1戸建て専用住宅
- 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち建築基準法施行令第130条の3に規定するもの
- 3 診療所（住宅を兼ねるものを含む。）
- 4 巡査派出所、公衆電話所及び建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物
- 5 前各号の建築物に付属するもの（建築基準法施行令第130条の5に規定するものを除く。）

建築物の敷地面積の最低限度

190平方メートル

お問い合わせ先
京都市都市計画局都市企画部都市計画課
〒604-8571
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町4
88
TEL(075)222-3505